

## 箕面市への要請内容と回答

### 1. 雇用・労働施策

#### (1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政を充実・強化し、良質な雇用の確保と創出に向け、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

#### (回答)

失業率が過去最高水準で推移するなど雇用失業情勢が厳しいなか、10月23日に国では「緊急雇用対策」が策定されました。本市では、大阪府と連携し、緊急雇用創出事業を積極的に実施して地域における雇用創出に努めているほか、職業訓練相談による介護・福祉分野を含めた教育訓練の情報提供や大阪労働局の「ワンストップ・サービス・デイ」事業への協力などを行っています。引き続き府や大阪労働局をはじめとする関係諸機関と連携しながら雇用・労働行政の充実・強化に取り組んでいきます。  
(地域創造部商工観光課)

#### (2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

#### (回答)

本市では、働く意欲がありながら様々な阻害要因を抱え就労に至っていない、いわゆる就職困難者等に対して、コーディネーターが相談に応じ就労支援を行う地域就労支援事業を実施しています。

就職困難者等が抱える様々な阻害要因を解決していくためには、大阪府や公共職業安定所をはじめとする関係諸機関との連携はもとより、庁内でも福祉部門など関係部署との連携が必要不可欠なことから、引き続きこれら関係諸機関・関係部署と連携を図りながら事業の充実強化に努めるとともに、公共職業安定所が受け付けし住宅入居初期費用等の貸し付けを行う「就職安定資金融資」や福祉部門で受け付けている「住宅手当緊急特別措置事業」への誘導を行います。

(地域創造部商工観光課)

#### (3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周

知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

労働法制が目まぐるしく変化するなか、本市では労働者や事業主等を対象にセミナーの開催やニュースの発行、リーフレットの配布や広報紙などにより情報提供に努めています。今後も様々な機会を通じて周知に努めるとともに、労働相談の実施や労働基準監督署など関係機関との連携によって労働関係法が遵守されるよう努めます。(地域創造部商工観光課)

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から早期に導入・拡充を行うこと。あわせて、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。

さらに、公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

委託の総合評価入札制度については、導入に向けて検討しています。

最低賃金については、入札時に最低制限価格を設定し、下回らないように配慮しています。

なお、公契約条例の制定については、検討していません。(総務部契約検査課)

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

仕事と生活が両立しにくい現代において、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進が課題となっており、国においてその実現に向けた国民的な取り組みの大きな方向性を示す「憲章」と、企業や働く者等の取り組み、国・地方公共団体の施策の方針を示す「行動指針」が策定されました。本市においてもセミナーの開催やニュースの発行、リーフレットの配布などにより引き続き周知に努めます。(地域創造部商工観光課)

## 2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

本市では、箕面市中小企業事業資金融資（大阪府市町村連携型中小企業資金制度）を設けています。この制度は大阪府制度融資を活用し、府の預託金に本市の預託金を上乗せする形で府制度より利率を低く設定しており、原則保証人不要であることから、小規模企業者にとって利用しやすい制度となっています。

大阪府の緊急経営対策資金制度については、申込みの必須条件として中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定による認定書を発行し、府と連携した施策として昨年度より引き続き実施しています。

また、12月15日より国が新設した条件変更対応保証制度のパンフレット等を窓口を設置し、市内の小規模企業者に情報提供が十分なされるよう努めています。（地域創造部商工観光課）

本市の入札参加者選定基準等に基づき、入札等の参加者の選定については市内に本店のある業者・市内業者を最優先で選定しています。（総務部契約検査課）

(2) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き上げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

国が作成した、下請二法や下請ガイドライン等にかかる案内やパンフレット等を窓口で配付するとともに、職員の講習会の受講による基礎的知識の習得に努めています。また、商工会議所の窓口にも配付をお願いすることで、市内の各小規模企業者に情報提供が十分なされるよう努めています。（地域創造部商工観光課）

(3) (大阪国際空港の活性化について)

大阪国際空港は、北摂地域における利用者にとって極めて利便性の高い空港であり、かつ危機管理等防災拠点空港としても重要な施設であることから、空港周辺や北摂地域、広く関西圏の経済活性化につながるよう、大阪国際空港の活性化を柱とした諸施策の展開を国や関係機関に働きかけること。

(回答)

大阪国際空港は、騒音や周辺美化をはじめとする環境保全対策の結果、「単なる輸送拠点」から「空港周辺地域活性化の核施設」へとその役割が変化しています。そのようななか、空港と周辺地域との関係において、より積極的に存在意義を評価し直し、空港が享受し得る効果を地域活性化のために還元していく必要があると考えています。

以上のことから、空港周辺地域の活性化は、「空港のもたらす経済的な効果等を享受する周辺自治体が積極的に取り組むべき」ものであると認識しており、本市としても、国・大阪府等に大阪国際空港の必要性を働きかけるとともに、兵庫県や周辺自治体と関係を深め、相互に協力して

調整し合うよう、今後もより効果的に連携していきます。

具体的には、国土交通省大阪航空局・大阪府・兵庫県・伊丹市・川西市・吹田市・宝塚市・豊中市・箕面市・池田市から構成される「大阪国際空港周辺地域活性化連絡会」を組織し、大阪国際空港及びその周辺地域の活性化について、協議・啓蒙活動を行い、地域の振興・発展に資することを目的に、空港の存在意義を周辺住民に訴えかけるイベントを中心に今後も展開していきます。  
(地域創造部箕面営業課)

### 3. 行財政改革施策

#### (1) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

#### (回答)

本市では、NPOからの企画提案を基に協働して事業を実施するなど、NPOとの協働に取り組んでいます。今後ともNPO等と協働してまちづくりを行っていきます。

(人権文化部文化・市民活動促進課)

#### (2) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するかを明確にすること。

#### (回答)

大阪府からの権限を受け入れるにあたり、箕面市・池田市・豊能町・能勢町と「2市2町広域連携研究会」を昨年7月に立ち上げ、この2市2町の地域の特性に適合した広域連携を模索し、効率的な行財政運営、市民の利便性にかなった分権の方策を図るべく、府の約70事務について広域連携で対応・検討していく方向で2市2町で合意しました。

府からの権限を受けることにより、今後行政サービスがどのように変わるかについても明確にしていきます。  
(総務部総務課)

(2) - 税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(回答)

現在、大阪府の約70事務について移譲方針の合意をしましたが、さらに府と重複した事業等について検討し、効率的な行政運営を図っていきます。(総務部総務課)

(3) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

これまでも国に対しては、大阪府市長会などを通じ、地方税財源の充実確保に向けたさらなる税源移譲等を重点項目として要望しています。今後も引き続き、国の動向を注視しつつ、状況に応じた要望等を行いたいと考えています。(総務部財政経営課)

(4) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

本市では、「箕面市第4次総合計画」の策定に合わせて平成12年度から行政評価制度を導入しており、市ホームページで公開している評価調書の作成にあたっては、できるだけ分かりやすい表現となるよう努めています。また、学識経験者等を構成員とする箕面市行政評価・改革推進委員会を設置し、政策・施策等について第三者による評価を行っています。(総務部財政経営課)

## 4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

「大阪府保健医療計画」における地域医療体制については、以下の項目について大阪府と調整のうえ、取り組んでいきたいと考えています。

- ・地域支援病院承認に向けて、地域の医療従事者に対する設備・器具の共同利用や研修体制を整備していきます。
- ・保健所が主催する脳卒中・糖尿病などの地域連携クリティカルパス委員会に専門の医師を引き続き派遣していきます。
- ・専門領域ごとの広域連携や外来・入院機能の分担など、周辺病院と協議を行っていきます。医療従事者に対する職場環境の整備については、以下の項目の予算措置を行います。
- ・麻酔科勤務医の休日のオンコール医師の派遣
- ・医師事務作業補助員の設置
- ・院内保育所の夜間保育の実施日数拡大
- ・病棟看護の2交替制勤務の導入

今後も地域の中核病院として良質な医療を提供していくため、近隣医療機関との連携を通じて、医療従事者の勤務の負担軽減に取り組んでいきたいと考えています。

(市立病院事務局経営企画課)

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成については、基本的には都道府県等が中心となって実施していますので、必要に応じ大阪府と連携を図っていきます。

(健康福祉部介護認定・事業者指導担当)

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

民主党による新政権において、障害者自立支援法を廃止し障がい者総合福祉法(仮称)を制定するとされているとともに、利用者負担については平成22年度から応益負担を見直す動きがあります。

また、障害者自立支援法を含め、今後5年間の間に障害者に係る制度の集中的な改革を行う方針が示され、そのための体制として「障がい者制度改革推進本部」が、その下部組織として「障がい者制度改革推進委員会」を設けることが閣議決定されています。

本市としては、これら国の動向を注視しながら、障害当事者や家族、障害福祉サービス提供事業者に混乱を来すことのないよう、適宜適切に対応していきたいと考えています。

(健康福祉部障害福祉課)

## (4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

## (回答)

現在、大阪府では「健康おおさか21」計画により、府民の「こころの健康づくり」を重点課題とし、市町村・学校・職域・その他の団体等と連携し、正しい知識の普及や対処法の啓発について計画的に事業展開を行っています。平成20年度には、大阪府池田保健所が本市の商工労働関係部署と連携し、商工会議所や事業所を対象にストレスの対策を進めるためのセミナーを開催しました。

本市においても、健康フェスティバルや健康に係る地域のイベントなどでメンタルヘルスの啓発に取り組んでいます。今後も市民の健康づくりとともに、事業所のニーズを把握し、池田保健所と連携しながら、啓発・支援体制を充実させていきたいと考えています。

(健康福祉部健康増進課)

## 5. 子ども教育・男女平等施策

## (1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が安心して出産・子育てできる環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

## (回答)

本市では、安心して子育て・子育てができる環境をつくるため、地域における子育ての支援拠点として、中央と西部の2ヶ所に子育て支援センターを設置しています。主に在宅養育家庭の親子を対象に、子育て親子の交流の場の提供や子育てサロン・サークル・地域ボランティアへの支援、子育て相談・講習会や情報提供等の育児支援を行っています。

今後は、民間子育て支援団体の活動状況、幼稚園・保育所等の地域支援の動向を勘案しながら、地域の子育て支援拠点の設置について検討します。

(子ども部子ども家庭総合支援室子ども支援課)

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないよう対策を講じること。

(回答)

交付金の廃止される平成23年度以降については、学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないよう、平成22年度中に対応を検討します。 (教育推進部学校管理課)

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

小学校1・2年生においては、35人学級により効果的な指導を行うことができています。本市としても35人学級の維持については、大阪府に強く要望したいと考えております。

小学校では、生活科や社会科などで職業に関する学習を行うとともに、総合的な学習の時間や道徳の時間に自己の生き方を考える学習を行っています。そして中学校では、全校が職場体験学習に取り組み、小中の連携も進んできています。

キャリア教育を生き方の教育と位置付け、今後とも充実に向けて努力していきます。

(教育推進部学校教育課)

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

就学援助制度については、本市の財政状況や近隣市の動向を把握したうえで、認定所得基準を引き下げる(認定範囲をより低所得の世帯に限定する)方向で、現在検討しています。

奨学金については、国及び大阪府の高校の授業料無償化等についての動向を見極めたうえで、本市の奨学金制度のあり方を検討します。

国に対しては、教育の機会均等を図るために必要な要望を行っており、これからも同様に対応していきます。 (教育推進部学校管理課)

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)



児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

本市では、平成16年に児童虐待防止ネットワークを設置し、平成18年に対象児童の拡大と機能強化に向けて箕面市要保護児童対策協議会を設置しました。

平成21年度においては、子ども家庭総合支援室の設置による子ども施策の総合化、連携強化による機能充実と専門窓口としての子ども家庭相談課の人員体制の充実を図りました。

さらに、要支援児童家庭等への訪問による支援を行う「養育支援訪問事業」を実施するなど、ネットワークの機能強化と総合的な支援に取り組んでいます。

(子ども部子ども家庭総合支援室子ども家庭相談課)

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

「配偶者暴力防止基本計画」については、平成22年度の次期男女協働参画推進計画の策定にあわせて、取り組むべき方向性や内容を検討します。DV被害者支援については、現在の相談事業・緊急一時保護事業をより機能的に展開するとともに、DV被害者支援ネットワーク会議の連携強化による支援体制の整備及び市民への啓発を進めます。

(人権文化部男女協働参画課)

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

男女共同参画行動計画の積極的な推進を図ること。

(回答)

男女共同参画行動計画の推進については、引き続き大阪府との連携・協力を進めつつ、市の推進計画をベースに地域の実情に合った取り組みを進めていきます。

(人権文化部男女協働参画課)

## 6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。

またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、住民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

本市では、地球温暖化防止に向けた行政・事業者・市民の取り組み・目標を定めた「箕面市地球環境保全行動計画」に基づいて温室効果ガス排出量削減の取り組みを進めています。また、同計画の計画期間が平成22年度で終了することから、平成21・22年度の2ヶ年で同計画と「箕面市快適環境づくり計画」を一本化した「第2次箕面市快適環境づくり計画」を策定します。この計画を策定するなかで、「箕面市地球環境保全行動計画」の達成状況や課題の検証を行い、また国や世界の動向を反映した内容を盛り込む予定です。(市民部環境政策課)

(2)(3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進し、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物削減の徹底などの施策を一層強化・充実させること。

(回答)

平成18年度に「箕面市ごみ処理基本計画」を改訂し、3Rの推進をはじめごみの減量化・分別収集の徹底・リサイクル率の向上等について施策の充実を図っています。

現在の主な取り組みは、家庭ごみに対する経済的手法の導入、大規模小売店舗や多量排出事業所を対象とした事業所訪問等の減量施策をはじめとして、ペットボトルの拠点回収、プラスチック製容器包装のモデル収集、集団回収等による資源化の推進などに取り組んでいます。

また、食品廃棄物の削減及び有効活用については、公共施設(小学校・保育所)から排出される食品廃棄物の生ごみ堆肥化を行っています。(市民部環境政策課)

(3)(災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修を推進すること。

(回答)

大規模災害に備えた災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備については、市立小学校を中心にアルファ化米やお粥・水等の備蓄を行い、適切に点検及び更新を行っています。

地域住民が参加する訓練の実施については、平成19年度以降3ヶ年をかけて、市内13小学校区を対象に順次地域防災訓練を実施しています。

避難誘導標識については、ハザードマップの全戸配布及びホームページ等により避難所等の周知を行っており、現在のところ設置を行う予定はありません。

避難場所については、現在広域避難地3ヶ所・一時避難地84ヶ所・避難所41ヶ所・特別避難施

設19ヶ所を確保しています。

緊急医療体制の整備については、市立病院と照葉の里箕面病院を市災害医療センターとして位置付け、地域及び近隣の医療機関と連携して災害対応にあたります。（総務部市民安全政策課）

土石流対策については、事業主体である大阪府と連携しながら推進していきます。

準用河川・普通河川については、施設の安全性を高めるよう、河川機能の保全と環境に配慮した河川施設の補修を行っていくとともに、一級河川については、河川管理者である府に機会があるごとに要望します。  
（みどりまちづくり部公園課）

(3) - 災害時に一時避難場所となる公立学校の耐震化施策を優先的に取り組むこと。また住民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

（回答）

公立学校の耐震化については、平成27年度までの完了を予定していた市立小中学校の耐震化の前倒しを行い、平成22年度中に完了する予定です。

住宅の耐震化については、民間住宅の耐震化を促進するため、本市では耐震診断費及び改修費に対する補助制度を設け、ホームページや広報紙への掲載、地域防災訓練でのPR、パンフレットの配布及びNPO法人との共催による耐震フォーラムの開催等により周知に努めています。

（教育推進部学校等大規模改修事業担当、みどりまちづくり部建築指導課）

(4)（治安対策の向上）

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。住民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を住民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織（自治会や自警団など）との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

（回答）

治安対策については、箕面警察署をはじめ箕面市安全なまちづくり推進協議会や箕面市防犯委員会などと連携して取り組んでいる各種パトロール活動や防犯キャンペーンなどに加え、夜間に門灯などを点灯させ暗がりを減らすことを地域に呼びかける「一戸一灯運動」を推進しています。

また、所有車両に「動くこども110番」ステッカーを貼り地域の見守り活動を行うなどの協力協定を郵便事業㈱及び箕面市清掃協議会と結ぶなど、地域ぐるみで安全・安心を確保する環境づくりに努めています。  
（総務部市民安全政策課）

各小学校区青少年を守る会を地域の窓口として地域団体に呼びかけ、各小学校区に「子どもの安全見まもり隊」を設置し、登下校時の通学路や子どもの遊び場等において子どもの見まもり活動を行うことにより、子どもの安全を確保する取り組みを行っています。

（子ども部子ども家庭総合支援室青少年育成担当）

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れるとともに、整備率の改善を行うこと。  
また、地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、住民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

本市では、バリアフリー新法及び「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、建物・道路・公園等の施設のバリアフリー化に努めてきており、今後ともバリアフリーのまちづくりを推進していきます。  
(みどりまちづくり部建築指導課)

公共交通機関利用促進のためのPR活動については、今後、高齢化の進展により車の運転を控える市民が増えることや、環境負荷の軽減、交通渋滞の緩和、市民活動の促進、地域商業の活性化など、公共交通の利用促進は益々重要になると考えています。

そのため、平成20年度に市内全世帯に「バスマップ」を配布するとともに、市ホームページにもバスマップを掲載し、路線バスや箕面市公共施設巡回福祉バス(Mバス)の時刻表ともWEB上でリンクさせて、公共交通の利用促進に取り組んでいます。

また、バスによる市内移動を円滑にするため、法律に基づく協議会を設置して、「新たなバス交通」の実証運行を平成22年秋に予定しており、あわせてバス利用促進の取り組みを実施したいと考えています。  
(地域創造部交通政策課)

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

人権侵害救済が実効あるものとなるよう、大阪府及び大阪府市長会を通じて人権救済に関する法制度の確立や地域レベルにおける人権侵害に対応する地方人権委員会の組織化などの法的措置を講じることを国に働きかけていきます。

また、人権啓発については、広報紙を通じた啓発や市人権啓発推進協議会や市民団体と連携した取り組みをしており、今後も引き続き幅広い啓発に努めていきます。

(人権文化部人権国際課)

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

日本国憲法の原理である「平和と民主主義」「基本的人権の尊重」の精神を具体化していくことが行政の責務であると認識しており、「箕面市非核平和都市宣言」や「箕面市人権宣言」等の趣旨に基づき、「平和」「人権」「国際理解」「福祉」「環境」についての啓発事業を市民と協働して実施してきました。

今後とも、全庁的に人権行政を進めるとともに、平和と人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みを市民と協働で推進していきます。

(人権文化部人権国際課)